

阿南市文化会館と阿南市情報文化センターを管理する 「指定管理者」を募集

公の施設の管理については、平成15年6月に地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的として指定管理者制度が導入されました。

このことから、次の公立文化施設について、平成29年4月1日から指定管理者制度を導入します。

【施設名等】



施設名：阿南市文化会館
所在地：富岡町西池田135番地1



施設名：阿南市情報文化センター
所在地：羽ノ浦町中庄上ナカレ16番地3

【業務内容】

両館の管理運営業務。詳細は募集要項をご覧ください。

【募集要項】

募集要項などの資料は、7月25日(月)から文化振興課で配布します。市ホームページの新着情報からも入手できます。

【応募資格】

県内に事務所を置く、または置こうとしており一般競争入札の参加を制限されていないなどの条件に適合する法人やその他の団体。個人の応募はできません。詳細は募集要項をご覧ください。

【候補者・指定管理者の決定】

候補者は11月下旬ごろに決定する予定です。決定後、市議会の議決を経て指定管理者を決定します。

【応募方法・問い合わせは】

9月1日(木)～14日(水)に下記まで所定の書類を提出してください。

阿南市富岡町西池田135番地1

文化振興課（阿南市文化会館内）

☎22-1798 e-mail:kyoubun@city.anan.tokushima.jp